容積率規制に係る延べ面積の算定方法の合理化を図るため、建築基準法施行令及び関連省令が改正され、確認申請書、建築計画概要書等の様式が改正されました。 (平成24年9月20日 公布・施行)

◇ 確認申請書(第3面)及び建築計画概要書(第2面)の変更箇所

【11.延べ面積】		(申請部分)(申請以外の部分)(合計)	
	【イ.建築物全体】	()()()	
	【ロ.地階の住宅の部分】	()()()	
	【ハ.共同住宅の共用の廊下等の部分	()()()	
	【ニ.自動車車庫等の部分】	()()()	
 	【ホ.備蓄倉庫の部分】	()()()])	
 	【へ.蓄電池の設置部分】	()()()	>台 長田
 	【ト.自家発電設備の設置部分	()()() [追加
!	【チ.貯水槽の設置部分】	()()()	
	【 リ.住宅の部分】	()()()	
	【ヌ.延べ面積】					
	[* 安建枣]					

【ル.容積率】

[参 考]容積率規制に係る延べ面積の算定方法の合理化について

防災・滅災のため、今後建築物において整備が見込まれる**専ら防災のために設ける備蓄倉庫**(1/50)、**蓄電池**(床に据え付けるものに限る(1/50))、**自家発電設備**(1/100)、**貯水槽**(1/100)については、一定の規模までは容積率算定の基礎となる延べ床面積に算入しないこととなりました。 (関連施行令第2条)

※ カッコ内の数字は除外する上限(建築物全体の床面積に対する割合)

[その他]既存不適格建築物に係る規制の合理化ついて(平成24年9月20日施行)

構造耐力に係る既存不適格建築物に対して、

- ・増改築部分が現行基準に適合し、
- ・既存部分が一定の耐震性能(※)を確保すれば、

既存部分の 1/2 を超える増改築を行うことができるようになりました。

(関連施行令第 137 条の2、H17 国土交通省告示第 566 号)

※ 増改築部分と相互に応力を伝えない構造方法で接合した上で耐震診断基準に適合させる 等

問い合わせ先

石川県土木部建築住宅課 建築行政ゲループ。 TEL 076-225-1778